

施設利用調整基準表

<基礎指数表>

番号	種別		保護者(父母)の状況		
1	就 労	被雇用者 自営業 (中心者)	月20日以上	就労時間が月150時間以上	A
				就労時間が月120時間以上	
				就労時間が月100時間以上	
			就労時間が月 80時間以上	B	
			就労時間が月120時間以上		
			就労時間が月100時間以上		
		月16日以上 20日未満	就労時間が月 80時間以上	C	
			就労時間が月 64時間以上		
			就労時間が月120時間以上		B
		16日未満	就労時間が月100時間以上	C	
			就労時間が月 80時間以上		
			就労時間が月 64時間以上		
	自営業 (協力者)	月20日以上	就労時間が月150時間以上	A	
			就労時間が月120時間以上		
			就労時間が月100時間以上		
		月16日以上 20日未満	就労時間が月 80時間以上	B	
			就労時間が月 64時間以上		
			就労時間が月120時間以上		C
	16日未満	就労時間が月100時間以上	C		
		就労時間が月 80時間以上			
就労時間が月 64時間以上					
内 職		収入が3万円以上	D		
育児休業中		児童が入園中	1.就労に準ずる		
求職活動	求 職		日中求職活動により、保育が必要	D	
2	妊娠・出産	出 産	産前産後の4ヶ月間において保育が必要	B	
		妊 娠	医師等の診断により保育が必要(緊急性あり)		
			医師等の診断により保育が必要(緊急性なし)	C	
3	保護者の疾 病 障がい	疾 病	長期の入院により保育が必要		A
			通 院	週3日以上	
			自宅療養	安静を要する状態	C
				精神疾患	
				上記以外の場合	
	障がい	身体障害者 手帳	1級もしくは2級程度	A	
			3級程度	B	
			4級から6級程度	C	
		精神障害者 保健福祉手 帳	1級程度	A	
			2級程度	B	
療育手帳	3級程度	C			
	A1・A2・B1程度	A			
4	親族の介護 入院・看護	介 護	介護認定	要介護5・4	A
				要介護3	B
				上記以外の程度	D
		入院看護		3. 疾病の指数に準ずる	
5	災害・復旧	災害による家屋等の損傷、緊急避難に伴う受入れ等		A	
6	就 学	就 学	学校・職業訓練	1. 居宅外就労に準ずる	
			通信教育等	D	
7	父母不存在		配偶者の死亡、行方不明、離婚、未婚、拘禁等	A	

父母の基礎指数点 (重複の場合は高いほうを採用)

※当該基準における自営業とは、法人化せず自ら行っている事業となります。開業届の写しや確定申告書の写し等事業

内容を証明する書類の提出がなく保育の必要性が確認できない場合、審査対象外となります。

※親族の介護・入院については、保護者が常態的に介護及び看護していることが必要となります。

<調整指数表>

種別	保護者(父母)の状況		
保護者かわる それぞ調整 れに	特定職種	(1)保育等への従事者(保育士、保育教諭)	△中
	単身赴任	(2)単身赴任、海外赴任	△小
	内定	(3)内定	▼中
	親族経営	(4)個人事業(親族経営)の被雇用者(青色専従者を除く)	▼小
	証明内容不整合	(5)証明書と勤務実績及び収入実績(最低賃金を元に算定)に整合性がない	▼中
	未申告	(6)市税未申告	▼大
父母の調整指数			

※青色専従者の方は届出の写し等、専従者とわかる書類の提出が必要です。確認できない場合、減点の対象となります。

種別	世帯の状況		
世帯にかかわる 調整	ひとり親世帯	(7)ひとり親世帯	△小
		(8)市内に祖父母等の協力なし	
	生計中心者の失業	(9)生計中心者が求職中である	△大
	すこやか	(10)すこやか保育を希望	
	虐待・DV	(11)虐待やDVのおそれあり	△中
	生活保護	(12)生活保護世帯	△小
	育児休業	(13)育児休業取得により一度退園し、再入所を希望	△中
		(14)育児休業期間終了後に入所希望	△小
	兄弟姉妹	(15)兄弟姉妹が申込施設に保育認定で入所中	△大
		(16)兄弟姉妹が申込施設に教育認定で入所中(就労)	
		(17)兄弟姉妹が申込施設に教育認定で入所中(求職)	△小
		(18)兄弟姉妹が申込施設に入所中であり、申込年度で卒園	
		(19)兄弟姉妹が申込施設に同時申し込み	
	地域型保育の卒園児	(20)小規模保育等に預けていて、卒園する	△中
	認可外保育施設	(21)就労のため、認可外保育施設やベビーシッターに預けている	
	転園	(22)8か月未満の転園(転居など正当な理由がある場合をのぞく)	▼小
		(23)6か月未満の転園(転居など正当な理由がある場合をのぞく)	▼中
		(24)4か月未満の転園(転居など正当な理由がある場合をのぞく)	▼大
		(25)市外保育施設からの転園	△小
		(26)在園している保育施設の閉鎖等の理由によりやむを得ず転園する場合	△中
内定辞退	(27)特定保育施設の内定辞退をしたことがある(入所希望月が属する年度内の申込について適用)	▼中	
一時預かり	(28)申込施設において就労のため一時預かりを継続利用	△小	
同居の祖父母	(29)65歳未満の祖父母で就労等がなく家庭保育が可能	▼中	
広域入所	(30)広域受託の申込で両親のどちらかが市内在勤	▼大	
	(31)(31)以外の受託申込		
滞納	(32)保育料を3か月以上正当な理由なく滞納している		
その他	(33)前年度の入所申込時、第一希望に入所できず、本年度も同じ保育施設に申込をした場合	△小	
	(34)その他特別な事情により、配慮が必要な場合	△	

※掲載されている施設利用調整基準表の指数の表示について、ABCDの順に利用調整の順位が高いものとします。調整指数表の△▼は、父母の状況や世帯状況により指数の加減を表しています。

※この施設利用調整基準表は、令和4年10月1日以降の保育の入所に係る選考に適用されます。

※指数表(基準・調整)及び優先順位表は、社会環境の変化などにより見直す場合があります。

同点の場合の優先順位表	
NO.	項目
第1順位	基礎指数が高い世帯
第2順位	申込施設に兄弟姉妹が在園している世帯
第3順位	調整指数の減点が少ない世帯
第4順位	保育要件の項目別に優先する 虐待等>不存在>疾病・障害>就労>出産等>親族の介護等>就学>災害復旧>求職活動
	過去の申込施設の申込回数が多い世帯
第5順位	過去の申込施設の申込回数が多い世帯
第6順位	養育している子どもが多い世帯
第7順位	保護者のうち、就労時間が短い保護者を比較して、時間が長い世帯(月150時間を超える就労時間は、月150時間とみなす)
	申込施設の希望順位が上位の世帯
第8順位	申込施設の希望順位が上位の世帯
第9順位	保育料の階層が低い世帯